

平成 21 年度 みんなく若手研究奨励セミナー 発表者要旨

※要旨掲載順は発表順

1. 「〈生活に埋め込まれた〉開発現象－韓国における誕生日の陽暦化」
澤野美智子（神戸大学国際文化学研究所）
2. 「慣習とのはざまで－ローカル女性 NGO の選択」
浅野史代（名古屋大学大学院文学研究科博士研究員）
3. 「法人類学からみる法整備支援－インドネシアにおける ADR（裁判外紛争処理）の受容」
高野さやか（東京大学大学院総合文化研究科・博士後期課程）
4. 「スポーツハンティングによる野生動物資源開発と地域住民－カメルーン共和国バヌエ国立公園地域を事例として－」
安田章人（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科・研究員）
5. 「事例から読み解くアリンスキー型コミュニティ開発の可能性と課題」
笠井賢紀（慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科・博士後期課程）
6. 「開発援助における「安全な水」概念をめぐって～バングラデシュ砒素汚染対策支援の事例から～」
松村直樹（(独) 国際協力機構南アジア部・専門調査員）
7. 「観光開発と「民族文化」－中国南西部貴州省雷山県ミャオ族の「苗年」（お正月）をめぐって－」
陶 治（法政大学国際文化学部・中国人客員研究員）
8. 「国際開発におけるマイクロクレジットをめぐる議論の検討」
石坂貴美（東京大学大学院総合文化研究科・博士後期課程）
9. 「先住民と都市開発：アリゾナ州の都市化とパスクア・ヤキを事例として」
水谷裕佳（北海道大学社会科学実験研究センター・博士研究員）
10. 「西モンゴルの現代社会生活にみるトゥーリ（叙事詩）の語り－モンゴル国アルタイ山脈のモンゴル系諸集団における調査を通じて－」
斯 琴（千葉大学大学院社会文化科学研究科・博士課程）

11. 「社会的包摂のための援助とは？：援助機関、現地 NGO、当事者団体のパートナーシップの批判的検討」

田中雅子（日本福祉大学大学院国際社会開発研究科・博士後期課程）

12. 「もうひとつの災害：2004年インド洋津波後のプーケットにおける風評災害」

市野澤潤平（東京大学大学院総合文化研究科・博士後期課程）

「〈生活に埋め込まれた〉開発現象—韓国における誕生日の陽暦化」

神戸大学国際文化学研究所 澤野 美智子

韓国において誕生日は、個人の生まれた日を祝う記念日であるのみならず、族譜に記録されることによって祖先とのつながりを把握する基準としての役割も担っている。さらには生年月日時によって個人の運命「八字 *palja*」が決まるという考えが強く、結婚に際して新郎新婦の生年月日時から二人の運命を見る「宮合 *gunghap*」をはじめとする占いが広く行なわれている(崔 2003)。このように誕生日は、個人を社会に位置づけるとともに、個人の生きかたを左右するものとして非常に重要な役割を担っている。

誕生日の日付に関して、韓国では太陰太陽暦(以下、現地の慣行に従い陰暦と呼ぶ)で把握されてきたが、近年になって太陽暦(以下、現地の慣行に従い陽暦と呼ぶ)で把握する動きが見られる。韓国全羅北道の農村部に位置する A 里においては、1970 年代前半以前に生まれた世代は陰暦で誕生日を祝う傾向が強いが、1970 年代後半から 1980 年代生まれの世代は誕生日に陰暦を用いる人と陽暦を用いる人とが混在しており、1990 年代生まれ以降の世代は陽暦で誕生日を祝う傾向が強くなっている。このような誕生日の陽暦化はどのようにして起こったのであろうか。本発表では国家主導の農村開発政策の一環として行なわれた母子保健事業に焦点を当て、開発という観点から韓国における誕生日の陽暦化について考察する。ここで特に注目するのは、「〈生活に埋め込まれた〉開発現象」(小馬 2000:166)である。本来、小馬(2000)は「大規模な開発現象」と対置される「草の根次元の零細な〈開発〉」を「〈生活に埋め込まれた〉開発現象」と曖昧な定義のまま呼んでいる。しかし本発表ではそれとは違う次元からのアプローチを試み、開発現象が〈生活に埋め込まれ〉ているとはどういうことか、議論を通じて定義しなおすこととする。

韓国では 1963 年、家族計画事業とともに母子保健事業が始まった。母子保健事業の目標は「安全な分娩管理」による産児・妊産婦の死亡率低下に置かれ、1970 年代には妊婦の登録および教育、保健所の看護補助員による分娩介助、新生児の登録が行なわれた。この過程を通して、都市の貧しい階層や農村地域の人びとも妊娠・出産に関する医学的知識に触れる機会をもつこととなり、産前の医学的管理の有用性・必要性が広く認識されるようになった。さらにはそれまで農村地域では主流であった家庭出産をも危険で不安なものとして考える傾向が 1970 年代後半以降の農村地域において強まっていった(조영미 2004:135)。1977 年に医療保険制度が整備され、1988 年に全国民医療保険制度が実施されたことも、施設分娩の増加に拍車をかけた。このように産前管理と施設分娩を強調した政策の結果、1990 年代には都市地域・農村地域にかかわらず産前受診および施設分娩がほぼ 100%の割合で行なわれるようになった(조영미 2004:142)。医療施設では陽暦が使用され、出産予定日や検診日、子どもの生まれた日などが全て陽暦の日付で説明される。農業暦など生活の中で陰

暦を活用し誕生日を陰暦で祝ってきた農村地域の人びとに対しても、母子保健事業という開発政策が推し進められる中で陽暦が押しつけられていった。

ただし人びとがそれをすんなりと受け入れたわけではない。1970年代後半から1980年代生まれの世代は誕生日に陰暦を用いる人と陽暦を用いる人とが混在しているが、住民登録は陽暦の誕生日で届けてあるが実際は陰暦の誕生日で祝っていたり、家では陰暦で祝うが友達とは陽暦で誕生日を祝っていたりと、複雑な実践がなされているケースも多い。出産をめぐる大きな変化を経験した時期に生まれた世代が陰暦・陽暦というダブルスタンダードの狭間でこのように複雑な実践を繰り返していることは、当時の出産と誕生日のありかたをめぐる人びとの意識変化がいかに急激で混乱に満ちたものであったかを物語っている。しかし1970年代に生まれた世代が成人して1990年代に子どもを産むと、大部分が子どもの誕生日に陽暦を選択し、子どもたちは当然のごとく陽暦の日付を自分の誕生日として認識するようになる。開発政策によって妊娠・出産の場に押しつけられた陽暦を、個人が陽暦の誕生日として取り込み、内面化して主体的に実践するようになる過程をここに見ることができる。

すなわち「〈生活に埋め込まれた〉開発現象」とは、開発の過程で開発する側からもたらされたものを、開発される側が内面化し主体的に実践してゆく現象であると再定義することができる。開発現象を見ようとするとき、このような「〈生活に埋め込まれた〉開発現象」を含めて見ないことには、その全体像を見ることはできない。韓国においては、誕生日の変化は個人を社会に位置づける根本的な基盤のゆらぎをも意味する。母子保健事業という開発現象は〈生活に埋め込まれ〉てゆくなかで、妊娠・出産に関わる状況を変化させるのみならず、個人と祖先とのつながりのありかたや、それを支えてきた儒教的基盤にさえも変化をもたらすこととなったのである。

参考文献：

足立明、2003、「開発現象と人類学」、米山俊直編、『現代人類学を学ぶ人のために』、世界思想社。

小馬徹、2000、「キプシギスの女性自助組合運動と女性婚」、青柳まちこ編、『開発の文化人類学』、古今書店。

崔吉城、2003、「占い」、伊藤亜人ほか編、『朝鮮を知る事典』、平凡社、pp.16-17。

松岡悦子・日隈ふみ子・菅沼ひろ子、2007、「韓国におけるリプロダクションの変遷」、『旭川医科大学紀要 一般教育』23、pp.71-85。

조영미, 2004, “출산의 의료화 과정과 여성의 재생산권(reproductive rights)에 관한 연구”, 이화여자대학교 박사학위논문.

慣習とのはざまで一ローカル女性 NGO の選択

名古屋大学大学院文学研究科博士研究員 浅野史代

「開発」という用語が第 33 代アメリカ大統領トルーマンの就任演説のスピーチで用いられてから、開発はその援助の流れから世界を第一世界／第三世界、北／南、先進国／発展途上国と二分してきた。90 年代活発であった開発言説アプローチにおいては、開発とは西洋の知識と権力の体系のもとに構成された言説であると、開発援助における先進国と途上国との間の権力の問題が盛んに議論された（例えば Escobar1995, Ferguson1990）。しかし、それらの批判は、あくまでも世界システムにおける先進国の暴力性に焦点を当てている。一方で、人類学、特にフェミニズム／ジェンダー人類学においては、男女間の差異やその他の様々な関係性の差異に目を向け、その先にある権力の問題を追究してきた。しかも、その権力の問題は人類学ならでは、フィールドにおける、いわばミクロな問題群に焦点が当てられている。それは決してマクロな社会的状況から切り離されたミクロな分析を意味するのではなく、むしろ、個人の日常における実践の中にマクロな権力関係の影響を読み取るということである（Abu-Lughod1991:150）。

それらを受け、本発表ではブルキナファソ、ビサ社会において、ある一人の既婚女性が禁制に違反した嫌疑をかけられたことに対するローカル女性 NGO の選択について、草の根的な活動を展開する上では、その活動の内容以前に、慣習や権力を持つ男性、特にクランの長との関係を円滑に保つことが欠かせないことを指摘する。

この NGO は、2000 年には国内 3 州において 11,000 人の会員を有する、ブルキナファソでも有数の大規模な組織である。1975 年に地域の 5 人の女性によって、女性たちが直面している経済問題を相互扶助によって改善しようと組織された。以来 30 年以上、社会的に力を持たない女性や女兒、独り身の老人、身体障害者を対象に農業・経済・社会分野において様々に活動を展開している。

この NGO が主に活動するビサ社会には数多くの禁制が制定されている。特にこれらの禁制は既婚女性に課されるものが多く、女性たちは禁制に違反しないように注意を払い、日々を過ごしている。禁制に違反すると夫や子ども、母親などに災厄が降りかかり、病気になったり死に至ったりする。すべての禁制が一律に重大であると考えられていないが、既婚女性が第一に遵守しなければならないとされているのが、「姦通を犯してはならない」という禁制である。重大な禁制の場合、災厄の回避方法がひとつ存在することが多いが、姦通の禁制には 3 つの回避方法が存在する。このことから、姦通の禁制が生家や婚家の平穏を揺るがすものであることがみてとれる。最も重大視されている姦通の禁制ではあるものの、この禁制に違反したとされる女性は少なくない。本発表では、中でも、発表者の滞在中に姦通の嫌疑をかけられた既婚女性 M の事例を取挙げる。

ローカル女性 NGO の村内ファシリテーターである M が、姦通の嫌疑をかけられたのは次のようなエピソードからである。あるとき、NGO の事務所でパーティーが開催された。M は職員からその給仕を依頼され、早朝に隣町の事務所へ向かった。パーティーが終了し

たときには夜が更けていて、屋敷まで帰るのは危険だと判断し、NGO 事務所に宿泊した。翌朝、日の出とともに帰宅した M を夫は隣の男性と関係をもったと決めつけ、彼女を屋敷に入れなかった。M は自分の無実を主張したが、姦通したと一方的に決め付ける夫と和解することはできなかった。クランの長の計らいで婚家に戻ったものの、夫から穀物が分配されることはなく、生活が困窮した M は生家へ戻らざるを得なくなった。ほどなくして夫が原因不明の病に倒れ、心配した夫の父親が占い師のところへ向かった。占いの結果、夫が病に倒れたのは M が姦通したためであると判明した。これ以上災厄が降りかかることを恐れた夫は「潔浄の儀式」をおこない、M に離婚を言い渡し、3 歳の娘を夫の母親の生家へ預けた。M が外泊してから 5 ヶ月後のことであった。

この一連の事件は瞬く間に近隣村に広まった。当初、個々の NGO 職員は M をかばう発言をしていたものの、夫が病に倒れ、姦通したという占いの結果が出て以降、状況は一変した。NGO の代表が村に遣いをよこし、M の件に組織はまったく関係していないことをクランの長をはじめとする長老たちに主張し、また、M を村内ファシリテーターから解任したことから、M は NGO から追放された形となった。

そもそも、この NGO は夫婦間の問題が組織に及ぶことを嫌う。NGO は男性の会員を受け入れていないわけではないが、設立にかかわったのが女性ばかりであり、組織名が「女性の家」であることもあって、女性メンバーが大半の組織である。男性が圧倒的な権力を持つ社会で女性組織が 30 年以上存続することが可能であったのは、組織が地域の慣習に対して敬意を払うことを忘れなかったためである。慣習を批判するのではなく、慣習に則ったうえで、女性たちの自立を促そうとしていたのである。しかしながら、女性の相互扶助による自立を組織目標に掲げているものの、今回の M のケースのように、慣習に違反した嫌疑をいったんかけられてしまうと、実際のところなす術がなく、彼女を組織から追放することで慣習やそれらを司る男性たちに配慮せざるを得ない。仮に M をかばうようなことがあれば、これまでに築いてきた男性、特に権力を持つクランの長らとの関係が崩れ去ってしまったかもしれない。

組織がこのように選択したのは、ローカル女性 NGO という地域に密着した草の根的特徴を備えた組織だからこそである。女性の自立を目指す NGO ではあるものの、組織の活動を存続させるためには、第一に地域権力との関係を友好に保つ必要があり、そこにローカル女性 NGO の脆弱さと限界を指摘することができる。

参考文献

- Abu-Lughod, Lila (1991) "Writing Against Culture", R.G.Fox, ed. *Recapturing Anthropology: Working in the Present*, School of American Research Press, pp137-162
- Escobar, Arturo (1995) *Encountering Development: The Making and Unmaking of the Third World*, Princeton University Press
- Ferguson, James (1990) *The Anti-Politics Machine: "Development", Depoliticization, and Bureaucratic Power in Lesotho*, University of Minnesota Press

発表題目

「法人類学からみる法整備支援—インドネシアにおける ADR (裁判外紛争処理) の受容」

本報告では、北スマトラ州・メダン地方裁判所での調査によって得られたデータを用いて、開発現象としての法整備支援について、そのローカルなレベルでの影響の一端を明らかにしたい。

どのような問題についてどのような法を整備するか、ということは、手続きとしてはひとつの国の内部で決定されることがらだといえる。しかし、たとえば外国企業を誘致する場合や、知的財産権をめぐる紛争事例などでは、複数の国家間の法的状況の差異が問題になり、国際的な議論が起きる。特に 1990 年代以降、途上国における法整備は、国際開発援助の一環となっている。1991 年のソビエト連邦の崩壊をきっかけに、いかにスムーズに社会主義からの移行と市場経済の導入を進めるかが課題となり、国際的な支援が進められた。その後、経済的な発展だけではなく、社会保障や教育なども含めた包括的な開発が目指されるようになったことで、法整備支援の対象となる国および分野は拡大をみせている。

現在では「未曾有の法整備支援ブーム」といわれるほどに、援助活動における一つの領域として定着しており、世界銀行は 1998 年、法整備は開発における重要な課題であると位置付けて、2007 年までに、約 400 もの事業を実施している。主に旧社会主義圏で資本主義に移行するための経済制度を整えることから始まった法整備支援は、広く途上国において、法の支配と民主化を達成するためのさまざまな試みとして広く展開されているのである。

実際の法整備支援は、大きく分けて、世界銀行や、国際通貨基金といった国際機関によるものと、日本による政府開発援助のような二国間の援助によるものがあり、それぞれに性格が多少異なっている。前者のような国際機関が行う支援は、国際基準を受け入れることで融資を行うという点で、受入国に対して強い影響力を持つのに対し、後者では、各国の法に対する姿勢がより鮮明になる傾向がある。また、支援の対象となる領域としては、具体的な法の制定だけではなく、関連する組織の設置、法曹など人材の育成といった領域があげられる。

こうした法整備支援は、支援を受け入れる国の広い意味での発展に寄与するものであるということができ、各国とも受け入れには積極的である。しかし実際の援助活動の進行にともなって、内政干渉になってしまうという危険性や、支援する国の法の押し付けになっているのではないかと、などという問題点も明らかになりつつある。

インドネシアでは、1998 年以降、法整備支援を受け入れている。アジア通貨危機によって不安定になった経済の立て直しに加えて、30 年にわたって権力の座にあったスハルト大統領が退陣した後、民主化が課題となっているのである。各国の援助機関によって、幅広い分野にわたる法整備支援が進められているが、他の領域における開発プロジェクトと同様に、それらの活動による効果が必ずしもあがらないという問題も引き起こしている。

法整備支援の持つこうした特徴がよくあらわれているのが、ADR (Alternative Dispute Resolution、裁判外紛争処理) の推進である。ADR は、1990 年代以降のアメリカで発達した民事訴訟法学の理論で、直訳すると「代替的紛争処理」となる。ここで ADR は、法廷で行われる裁判、より限定するならば、裁判官が下す判決を代替することを目指しており、

調停・仲裁といった、判決以外の方法で紛争を終結させるような、さまざまな手法が含まれる。

従来の法律学では、誰もが必要なときに裁判所を利用できるような状態が、理想像として描かれてきた。たとえば交渉がうまくいかない場合に、第三者の介入によって合意に到達しようという試みは、裁判を起こす権利の侵害で、「前近代的」でさえあるということになる。しかし、徐々に、訴訟手続きに時間がかかる、手続きが複雑でわかりにくいといった問題が強く意識されるようになり、「紛争の性質によっては訴訟が最適であるとは限らない」という、これまでとは大きく異なる主張が行われるようになった。

司法システムの外で、個人間の紛争処理過程を記述してきた人類学の観点からすると、ADR への積極的評価は当然の帰結ともいえるが、法整備支援のなかで ADR は重要な論点のひとつとなっている。投資環境の整備という意味では、ADR によって煩雑な司法の手続きを回避し、私企業の自由な活動を保証するための手段となりうるし、また、固有の「文化」「慣習法」と、アメリカ生まれの新しい概念としての ADR とどう折り合いをつけていくのか、ということについては、人類学者をも加わった活発な議論がある。

インドネシアでも、ADR の導入に際して、「慣習法」を法的資源として活用することが目標として掲げられたが、それは決して単純な作業ではなく、法曹、法学者、紛争の当事者などさまざまな立場からの受け止め方がある。インドネシアにおいては、ADR の導入に際してどのような議論が行われ、また、その後どのような反応があるのだろうか。本報告では、ADR のインドネシアにおける制度的受容、および地方裁判所レベルでの反応を明らかにし、法整備支援の具体的な影響について、法人類学の慣習法研究の流れもふまえたうえで議論したい。

スポーツハンティングによる野生動物資源開発と地域住民
カメルーン共和国ベヌエ国立公園地域を事例として

京都大学 大学院 アジア・アフリカ地域研究研究科
安田 章人

(発表要旨)

1980年代に、保護区の周辺に住む人々の人権を無視した植民地主義的な政策は批判されるようになり、「住民参加型保全 (Community-based Conservation)」が台頭した。これは、密猟を防止するための監視強化よりも、野生動物を保全することで生み出される利益 (観光収入や雇用機会など) を住民に分配・還元することによって保全へのインセンティブを与え、それまで密猟など保全活動の敵と位置づけてきた住民を保全の主體的な担い手とすることを目指すものであった。

住民参加型保全のモデルに基づいて、野生動物保全を支え、地域住民に恩恵を与える観光活動、そして野生動物を資源としてみなし、持続的な開発手法として注目されているのが、スポーツハンティングである。スポーツハンティングは、娯楽のために野生動物を殺す活動であることから、動物愛護団体からの根強い反対を受けているが、スポーツハンティングは、環境の時代といわれる現代においても活発におこなわれている。アフリカ大陸には毎年 18,500 人もものハンターが、2 週間の狩猟旅行のために 400 万円以上という大金をかけ、エキゾチックな野生動物を狩猟しにやってくる。世界的なスポーツハンティング協会である Safari Club International は、スポーツハンティングによって 44 億ドル (約 4 兆 8 千億円) 以上の消費が生まれ、そのうち 320 万ドル (約 3 億 5 千万円) が税金やライセンス料などの形で、野生動物の生態調査や保全活動に投資されているとアピールする。

地域住民は、スポーツハンティングによって得られた収益の分配を受けたり、宿泊施設などで雇用機会を獲得するなど、スポーツハンティングから「正」の社会的影響をうけており、行政や NGO も報告書などで、この点を強調し、スポーツハンティングの意義を訴えている。しかし、実際の現場では、地域住民は、植民地時代を彷彿とさせるような「負」の社会的影響も受けていた。

発表者は、アフリカ中央部のカメルーン共和国・北部州・ベヌエ国立公園地域において、これまで 19 ヶ月にわたってフィールドワークをおこなってきた。北部州には、3 つの国立公園があり、それらを繋ぐように狩猟区が設定されている。人為的活動のすべてが禁止されている国立公園の周辺には、狩猟区が設定され、そこは農耕民や牧畜民の生活空間であると同時に、スポーツハンティングをおこなう場とされている。区内で狩猟をおこなうためには、狩猟ライセンスの取得と、動物 1 頭ごとに支払う狩猟税の納付などが義務づけられている。狩猟区は 31 区画に細分され、政府からそれぞれ、スポーツハンティングによる経営をおこなっている欧米の観光事業者に賃貸されている。賃貸契約を結んだ観光事業者は、その区内の自然資源の利用権を得て、宿泊施設を建設し、欧米諸国からのスポーツハンターを招致する。北部州の狩猟区には、毎年 200 人ほどの欧米を中心とした富裕層のハンターが訪れていた。

ベヌエ国立公園の東側の狩猟区内にある A 村には、農耕民が居住し、一部の人々は宿泊施設での労働によって、年間収入のほとんどを占めるほどの賃金を得ていた。また、2004 年より、狩猟区の借地料の一部が、周辺の村落から構成される村落委員会に落とされるようになった。しかし、賃労働の機会を得ているのは、村の男性の 3 割に過ぎず、また借地料の分配金も、政府や観光事業者がおこなう密猟監視活動に協力する村人がそのほとんどを享受していた。

ところが、スポーツハンティングがおこなわれていることによって、同時に住民は「負」の社会的

影響を受けていた。それは、住民の自然資源利用権の収奪であった。A村の人々は、銃や金属製の罠、弓矢を使って、アンテロープを中心に狩猟していた。食事調査の結果、4回に1回の割合で肉が食卓に登場し、村人にとって野生獣肉は日々の重要なタンパク源となっていた。ところが、狩猟区区での狩猟活動にはライセンスの取得と狩猟税の納付が法規定されている。この規則に基づき、欧米富裕層であるスポーツハンターと同じように、多額の税金を支払った上で「合法的」に生業のための狩猟をおこなっている地域住民はいないと言ってよい。さらに、国立公園や狩猟区などの保護区の外であっても、地域住民による狩猟は、植物資源を材料として作られた道具によって行われる「伝統的狩猟」という枠の中でしか認められていない。つまり、現在の地域住民による狩猟活動は、狩猟区の内外にかかわらず「密猟」とされているのである。このような密猟に対して、省庁職員と観光事業者によって監視活動がおこなわれ、逮捕者には罰金と禁固刑が科されていた。

隆盛する産業としての経済性と管理された狩猟としての「持続可能性」から、一部の政府や保全論者によって、スポーツハンティングは住民参加型保全を支える有効なツールとして評価されていた。しかし、ベヌエ国立公園周辺におけるスポーツハンティングは、A村の住民に「雇用機会と利益分配の享受」と「自然資源利用権の収奪」というアンビバレントなインパクトを与えていた。公園周辺に住む人びとには、観光事業者や政府から雇用機会の付与や利益還元がなされてはいたが、限定的なものであった。それ以上に問題であったのは、自然資源の利用権は欧米の観光事業者が握り、住民の生業を制限し、儀礼を喪失させた植民地時代を彷彿とさせる強権的な政策がおこなわれていたことであった。

2009年9月30日

国立民族学博物館 平成21年度みんぱく若手研究者奨励セミナー 応募書類

発表要旨

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
後期博士課程 笠井賢紀

題目：事例から読み解くアリンスキー型コミュニティ開発の可能性と課題

「脱開発」または「オルタナティブな開発」が主張されて久しい。そこでは、政府や国際援助機関が一方的に決定した開発計画に則った上からの開発ではなく、「参加型開発」や「下からの社会改革」あるいは「エンパワメント」が重要視される。こうした議論に繋がる問題提起をした人物として、日本では、パウロ・フレイレ、イヴァン・イリイチ、ウォルフガング・ザックス、エスタボ・エステバ、鶴見和子といった人びとが紹介されてきた。その中で、サウル・アリンスキーは日本の学界において必ずしも重要視されてきたとは言えない。

だが、アリンスキーの名前と「コミュニティ開発(Community Development)」や「コミュニティ・オーガナイズング(Community Organizing)」の枠組は、東南アジア諸国では学界だけではなく、地域開発に関わる実践者にも広く知られている。アリンスキー型コミュニティ開発の特徴は、(1)日々の問題を解決するために(issue-based)、(2)コミュニティを組織化し(community-based)、(3)問題解決のために政府など特定の対象を敵として同定し対立・闘争することである。

これら3つの特徴により、組織化が人々にとって身近なものとなり、かつ問題と敵を共有し、生活圏をともにする人々の組織であるために強固な連帯を築くことができる。一方で、連帯の持続可能性と目的達成の実効性について課題をはらんでいる。共通の問題や敵が、何らかの事情により無くなった場合には連帯が急速に瓦解し、コミュニティにおける協働の契機が失われる。

アリンスキー型コミュニティ開発における連帯の持続可能性の欠如や、共通の敵を同定するという方法論の問題点は特に実践レベルで多く主張されてきた。だが、そうした問題点を抱えつつも、下からの開発のための極めて実践的な取り組みの指針として過去数十年にわたりアリンスキー型コミュニティ開発が用いられ、多くのコミュニティ・オーガナイザーが養成されて来た。このような現実を鑑みて、アリンスキー型コミュニティ開発を理論的に否定するのではなく、実践の枠組として今後も活用が図れるように具体的事例から批判的検討を加え、その応用可能性について論じる方法をとる。

本発表では、「コミュニティ開発」が人口に膾炙しているフィリピン首都圏の土地所有権抗争を事例として、アリンスキー型コミュニティ開発の可能性と課題について論じる。

第二次世界大戦後に大企業によって首都圏の土地所有権が主張される中、実際に土地を占有していた貧困層は、政府による土地収用法と売却の早急な履行を求めた。その後、フェルディナンド・マルコス大統領による独裁政権が敷かれ、住民運動は弾圧されるが、土地所有という共通の問題とマルコスという共通の敵をもった地域コミュニティは強固に連帯し活動を繰り広げた。だが、実際に土地収用法が履行されると、住民の連帯は急速に瓦解し、獲得した土

地を私企業に転売するなど、組織が本来目的としてきたことと逆行する事例が頻繁に見られた。

組織が失われた一方で、旧組織の中核を担っていた人々は、連帯の瓦解を嘆きつつも「人々のために」と現在も地道な運動を続けている。新しく NGO を立ち上げる人や、市役所の住民活動担当部門で働く人など様々な形を取っている。彼らの子・孫世代への運動の継承も必ずしも十分とは言えないが、ともに活動を続ける中で醸成されている。

アリンスキー型コミュニティ開発は組織という強い紐帯のネットワークを用いることで問題解決を図ってきており、その主眼はコミュニティをどのように組織化するかということにあてられてきた。一方で、組織化した後にどのように運動を継続するか、共通の問題や敵がなくなったときには連帯をどのように保持するかといった組織運動についての議論や、組織が解体した後に人々はどのように協働するかという日常的な連帯についての議論は十分ではなかった。上に掲げた事例から、組織解体後には、アリンスキー型コミュニティ開発が意図したかどうかにかかわらず、人々の間に弱い紐帯のネットワーク(loose network)が形成されており、これが世代間の経験共有や日常生活での問題解決に役立っている。

以上より、本発表では次の 3 点を主な結論として提示する。(1)日本では比較的に重視されていないサウル・アリンスキーはコミュニティ開発の概念を特に東南アジア諸国に根付かせる重要な役割を果たした、(2)アリンスキー型コミュニティ開発では組織化は図りやすく実践的だが連帯の持続可能性について議論がなされず問題化した、(3)組織解体後も人々は組織で培ったネットワークを緩やかな繋がりにかえて保持することで問題解決にあたった。

(以上、1,860 字)

開発援助における「安全な水」概念をめぐって
～バングラデシュ砒素汚染対策支援の事例から～

本報告では、バングラデシュで新たな生活の脅威として立ち現れている地下水の砒素汚染問題とその対策実践を事例に、開発援助における水と衛生分野において目指される「安全な水」とは一体何かについて開発の人類学の視点から論じたい。

バングラデシュでは、1993年以來飲用地下水に自然由来の砒素が含まれているという問題が住民の生活を脅かしている。かつて池や川の水を飲んでいた住民の生活は、水に由来する疾病防止のため、多くの開発援助機関や政府の努力によって、60年代から徐々に地下水を飲用する生活へと切り替えられた。国家を挙げた取り組みの結果として90年代にはおよそ95%の農村地域に「安全な水」が供給されるまでになり、この分野における成功物語の一つとして語られてきた。しかし、この成功物語は1993年、バングラデシュ北西部で発見された地下水の砒素汚染問題へと帰結し、「安全な水」は人々の手から再び零れ落ちることになる。

これまでに世界銀行の支援を中心に実施された全国調査を通じて、64県中61県、全国に設置された井戸の約3割に砒素汚染が見られることが明らかになっている。砒素曝露のリスク下にある住民は全国で3500万人にも上ると試算されており、また既に約4万人の砒素中毒患者が確認されている。ただ問題発生から15年余りが経過した現在においても、地下水依存の生活を脱却するだけの十分な代用水源は見つかっておらず、解決に向かっているとは言い難いのが現状である。一方で地下水の利用という新しい習慣と共に作りあげられてきた「安全な水」観も、その問い直しが求められる段階にあるといえる。

本報告では「安全な水」とは一体何なのかという問いを主題に据え、砒素という新しい生活リスクが特定され可視化されながら、安全への不可視性が増すという逆説的な状況の中で新しい知の生成過程とそれらが入れ替わっていく過程を、開発の人類学という観点から、報告者自らが携わってきた砒素汚染対策プロジェクトを事例に論じたい。

より具体的には、1)「安全な水」が対策側によってどのように示されているのか、そして2)住民レベルでは「安全な水」がどのように捉えられているのか、の2点について多所的な現場の事例から考察する。

まず1)では、砒素汚染対策実践の場において「安全な水」観をめぐって住民とプロジェクトとの間にどのような齟齬が生じているのかを、報告者が直接関与したプロジェクト現場の事例を元に明らかにすることを試みる。そして「安全な水」供給をめざして行われる対策の多くが対象社会の特性に関わらず既にパッケージ化した形で導入されるために、「安全」への呼びかけに住民が十分応えることが出来ない構図が埋め込まれており、それが対策における両者の齟齬を生みだしていることを論じる。

そして2)では主に当事者のリスク認識に焦点を当て、砒素汚染村の住民や村医らの語りや態度の分析を通じて、住民の日常生活にとっての砒素汚染問題とは何かについて明らかにすることを試みる。特に、外部からリスク認識や対処法が持ち込まれたという経緯から、当事者にとって砒素汚染が生活上のリアリティを伴ったリスクとして布置されていない状況にあることを明らかにする。その一方で、新しく社会に取り込まれ使われ始めた「アーセニック（砒素）」という単語自体が、その毒性やリスクとは別の文脈で非知な事象に対する当事者の生活上の経験、信念、時間概念などが投影されて様々な形での使われ方がなされていることを明らかにし、それらを紡ぎ出す試みが問題解決を図る支援側との認識のギャップを埋める上で重要であることを論じる。

最後に1)、2)での分析を通じて、開発援助において目指される「安全な水」が、結果として達成される「何か」ではなく、フォーマットの繰り返しと様々なパッケージの組み合わせを元に次々と看板を架け替えて掲げられ続ける終わりの無いスローガンであることを論じる。また同時に、そこには未来からの「引き算」によって現在の位置取りを設定する開発援助側と、現在の積み重ねの先に未来を置きそこを「不可知」の領域と捉える住民側との決定的な時間概念の違いが存在することを論じる。その差異が、双方によって生み出される実践の現場で、宿命論⇔理想論、予防的発想⇔現実的対処、問題解決至上主義的対処⇔問題先送りの対処といった、双方が双方の非にもたれかかるようなすれ違いの構造を再生産していることを明らかにする。そして「安全な水」を語るとき、その拘束からいかにして逃れることが可能かについて考察する。

(以上)

観光開発と「民族文化」

—中国南西部貴州省雷山県ミャオ族の「苗年」(お正月)をめぐって—

法政大学国際文化学部客員研究員 陶 冶

中国貴州省黔东南雷山県に居住するミャオ族の二つの支系(「短裙苗」と「長裙苗」)のお正月は、それぞれ旧暦の10月「辰日」と「卯日」から、13日間を隔て一回ごとで連続3回を祝う。「短裙苗」の場合、村によって、旧暦10月第一の辰日を年越しの日とし、また旧暦11月の第一の辰日、旧暦12月30日の三つの日(三つの期日は、現地語で「ノンニュゲ」、「ノンニュデヨン」、「ノンニュデュウ」と呼ばれ、「頭の年」、「半ばの年」、「尾の年」の意味)を各々独自に重視し、互いにずらしてノンニュウ(年を食う)の行事を行う。その期間中の一連の行事は、ガノウ人の村落社会における父系の親族集団の内部の統合と、親族集団間と村の間の通婚関係の維持・結合を支えることがわかる。

しかし、近年において県の町では、正月のノンニュウの期間中の「ノンニュゲ」(頭の年)の期日の前後、県政府の主催による「苗年文化節」は、西暦11月11日から20日までの間に行なわれ、「苗年文化週」と呼ばれる行事が定着している。「苗年文化観光節」の発端には、2000年の国際観光年と21世紀を意識して、黔东南地域で民衆の行事に大々的に政府が介入して観光開発のブームとする背景がある。2000年11月に雷山県政府が観光客を誘致するために、「苗年節」と名づけた行事であった。当時、一回の行事で県の年間の財政収入の10%近い金額を使った。2001年は、県の財政困難のために、行事を中断したが、国の「西部大開発」という経済発展の戦略を実施することに伴い、雷山県は「旅遊興県」という観光開発の政策を定め、2002年の11月に、「苗年文化節」と名称を変えて再び発足した。その際、一部の人は、対外的な観光宣伝と観光客誘致の便利を図って、観光の季節に合わせる理由で、公暦初頭の「国慶節」の「黄金週」にすべきだと主張し、現地では「民俗に近寄せるか、ゴールデンウィークに近寄せるか」という論争を起こしていた。2002年の「苗年文化節」が終わってから、「雷山県苗学会」は、民族習慣を考慮する必要上、1990年から2050年の間の60年間の暦日を調べて、旧暦10月上旬の「卯日」のほぼ半分近くが西暦の11月11日から20日の間に当たるので、「苗年文化節」の期日は毎年公暦11月11日—20日の間に定めるべきだと、「民族宗教事務局」と「旅遊事業局」を通して県政府に提言した。その後、2003年から「苗年文化節」は、毎年公暦の11月11日から20日の間に行なわれるようになって、現在まで続いている。「苗年文化節」は、当初は単純に観光客を誘致する目的であったが、ミャオ族の文化の展示を利用しながら、地域経済を活性化する方向へと広がっている。行事活動の項目は、盛大なパレードと祝賀会及び闘牛の会などの行事を行うだけでなく、県域内の幾つかの代表的村落(西江鎮、郎徳鎮、大塘郷新橋村など)でのノンニュウの行事も活動の項目として増加された。また、外国との文化交流が導入されたこともある。節日の期間中には、中国の国内だけでなく、外国からの観光客が沢山訪れている。

る。この期間中は、雷山県域内外の多くの村落から人々は県城に集まってくる。また、主な行事は、ミャオ族の文化事項を主体としながら、国家の式典・項目の形式と結合しており、経済活動と直接に連携することが主要な構成部分であり、目的ともなっている。

一方、村落では、毎年各村々のノンニョウの開始が、従来の旧暦の10月「辰日」や「卯日」でなく、「苗年文化週」の初日となる様相は見られない。しかし、「ノンニョウ」の行事が国家イデオロギーと観光開発の政策による浸透される中、行事自体を従来の形式とは変わった形に変容させる側面があり、イベント化は進めている。また、国家イデオロギーが村落の儀礼に浸透し、流用されていく現状に対しての村人の反応は非常に意味深い。村人、特に文化大革命の時期に抑制された宗教的職能者アシャンとルガン（寨老）は、最初は懐疑的であったが次第に協力を試行する者、これと対照的に積極的に参与する者まで見られる。公暦の「苗年文化週」に対する見方が分裂し、動揺しているようである。観光開発による地域経済の発展の中、市場原理による村落の間でもミャオ族の下位集団間（「短裙苗」と「長裙苗」）でも競争することが見られる。

このように、「苗年文化節」は、市場経済化に伴う観光開発の土俵上に置かれ、町と村落の葛藤の関係が続く中、行事の時間から項目まで、儀礼そのものや儀礼の要素を含んだ文化事項を、国家が入植、流用、借用することによって、動揺ないし競争し合う主体によって「展示」し「演出」され、「民族文化」として「表象化」されている。このような新たな文化形式を創出する中、「貧困」を脱出するマイノリティーの無力と従属性が見えてくる上、「民族文化」が誰のものかは問われている。

発表要旨

石坂 貴美

発表テーマ「国際開発におけるマイクロクレジットをめぐる事例の考察」

本発表では、国際開発におけるマイクロクレジット（以下 MC）を巡る議論を整理し、発表者がバングラデシュで調査をおこなった事例を提示し、その効果と限界、問題点を指摘する。融資を利用して生活を豊かにしたいと願う人びとのためにはどのような視点や対策が必要であるか、「人間の安全保障」の観点からより包括的な取り組みであるマイクロファイナンス（以下 MF）や現地の人びとの相互扶助が持つ可能性、社会的保護措置の必要性などについて述べる。

貧困層や低所得者を対象とした無担保小規模融資である MC は、現在世界で多くの人びとに利用され、貧困緩和、女性のエンパワーメントなどの効果が明らかにされる一方で、最貧困層へ効果や、貸し手の競争激化による多重債務問題などの限界や問題点も指摘されている。これに対して、MF とは、無担保小規模融資だけでなく貯蓄活動や保険、送金などの金融もふくめた金融活動を指す。しかし、先行文献における研究は、MF という表現を使いながらも、MC の実態やその効果についての研究が中心であることが多い。これに対して MC の限界や問題点を補完するセーフティネットの機能を有する保険の仕組みを備えた MF の可能性に注目する必要性について指摘する。

発表では、バングラデシュの脆弱な社会構造の中で、MC を利用した女性たちの活動事例を提示する。バングラデシュの青年・スポーツ省青年開発局では、さまざまな職業訓練を実施し、修了生に対して自営業促進のための小規模融資をおこなっている。発表者は、2001 年から約 2 年間青年海外協力隊員として青年開発局において染色の技術指導をおこない、その後、2007 年に 2 回にわたり、訓練修了後に自営業者となった女性たちを対象に各 2 週間フィールドワークをおこなった。女性たちは生産組合を立ち上げ活動するようになっている。そこでは、同局やその他の MC を利用して、事業を拡大し成功している者もいるが、逆に融資の返済のために土地や家を手放したうえ、周りからの信頼までも失った者もいる。MC は女性たちの生活を豊かにする可能性を広げる要素を有しているが、バングラデシュの社会には社会保障が整備されておらず、本人や家族の病気や失業などにより、融資返済ができなくなり逆に生活を窮地に追い込む可能性がある。このようなリスクは成功した女性たちも同じように抱えているといえる。このような状況に対して発表者は、女性たちの組合に対して、本人や家族の病気や怪我のリスクに備えた基金設立を提案した。

上記の事例の提示と分析により、彼女たちを取り巻くバングラデシュの社会の問題点を明らかにし、「人間の安全保障」の観点から、MC による人びとの機会の拡大や能力開発を行う際には、同時に経済状況や保健の状況などの社会の脆弱性を補うセーフティネットの仕組みを構築する必要性について述べる。

第二次世界大戦後、国際開発の中では近代化論に基づく経済開発が主流であった。しかし、貧しい人びと生活を豊かにするには至らず、1990 年代に人間開発が台頭した。人間開

発は人の自由や多様性を尊重し、その人にとって価値ある生き方のために選択肢を広げるためのアプローチである。その促進のために「人間の生にとってかけがいのない中枢部を守り、すべての人の自由と可能性を実現する」「人間の安全保障」が提唱された。そこでは、能力強化と同時に保護が必要であり、それらによって人びとは選択肢を拡大することができる。とされ、「地域社会に根ざした保険の仕組みを資金と組織の側面から支援すること」や「セーフティネットや社会的保護措置」などが人間の安全保障の問題を解決する方途としてあげられている。

MCを巡る議論の中では、社会のインフラや市場の脆弱性に対する問題の指摘はあるものの、貯蓄や保険などセーフティネットのしくみを構築することによって人びとを保護し、その問題解決に備えるMFの機能に注目するものは少ない。実際には、インドやバングラデシュのMF提供機関や民間会社が低所得者向けのマイクロ保険を実施しているが、MFについての報告や研究では、量的な調査としては、融資の件数や金額、返済率、借り手の収入の変化などが中心であり、質的調査であっても、小規模融資に関する事例がほとんどである。MCの仕組みを作り上げたモハメット・ユヌスは、人びとは機会さえ与えられれば、自己雇用創出する能力を持っていると述べているが、「人間の安全保障」の観点からすると、その能力開花のためには、融資だけでなく、人びとを保護する仕組みにも注目する必要があると言えよう。

今後の課題は、MFにおける保険の位置づけとその効果について研究することであり、事例として紹介した女性たちが、組合を通じて脆弱な生活保障に対して、自分たちの保護する仕組みをどのように構築していくか、引き続き調査が必要である。

参考文献

岡本眞理子 (2007) 「南アジアにおける Social Protection System の発展 インドとバングラデシュの事例より」日本福祉大学 COE プログラム Working Paper Series, WP-2007-02-J

岡本眞理子/栗野晴子/吉田秀美編 (FASID マイクロファイナンス研究会) (1999) 『マイクロファイナンス読本 途上国の貧困緩和と小規模金融』明石書店

鷹木恵子 (2007) 『マイクロクレジットの文化人類学 中東・北アフリカにおける金融民主化にむけて』世界思想社

人間の安全保障委員会 (2003) 『安全保障の今日的課題 人間の安全保障委員会報告書』朝日新聞社/Commission on Human Security (2003) *Human Security Now, Final Report of the Commission on Human Security*, New York,

松井 範惇 (2004) 「マイクロ・クレジットとバングラデシュの貧困削減」『東亞経済研究』63(1) 山口大学

Microcredit Summit Campaign 'State of the Campaign Report 2009

平成 21 年度みんぱく若手研究者奨励セミナー発表
「先住民と都市開発：アリゾナ州の都市化とパスクア・ヤキを事例として」要旨

水谷裕佳

私は 2003 年度より、米国アリゾナ州南部トゥーソン市に居留区を持つ先住民族のパスクア・ヤキ (Pascua Yaqui) について研究を進めてきた。本発表では、19 世紀終わりから 20 世紀にかけて、トゥーソン市周辺が米国の領土となり、都市化するに従って、彼らがどのように米国社会に受け入れられてきたか、さらに、1970 年代に起こった彼らへの居留区譲渡と米国先住民認定と都市開発と関連したか、という主に 2 点について論じる。

パスクア・ヤキは、メキシコ北西部から米国南西部にかけて伝統的に居住する先住民ヤキ (Yaqui) の一部である。ヤキは、ユト・アステカ諸言語の一つであるヤキ語 (Yoeme) を民族の言語とし、鹿の踊り (Maaso) や仮面の踊り (Pahkola) を初めとした伝統舞踊や、毎年 2 月から 4 月のキリスト教復活祭の時期に行われる一連の儀礼でよく知られている。彼らは、17 世紀にイエズス会宣教師によって建てられた宣教村に居住するようになり、自らの世界観をキリスト教の儀礼の形式を使って表現するようになった。彼らは 2 世紀に渡ってメキシコ北西部ヤキ河に沿った宣教村で静かに暮らしていたが、1890 年代に状況は一変する。メキシコの独裁者となったポルフィリオ・ディアスが、20 年間の間に 4000 人以上のヤキを虐殺した。そのために、ヤキの一部が国境を越えて米国に政治難民として流入したのだった。彼らは米国政府による 1978 年の先住民認定の後、パスクア・ヤキと呼ばれるようになり、トゥーソン市に居留区を得た。

パスクア・ヤキの人々は、国境から近い街の中で最も大きいトゥーソン市の空き地に集落を形成した。当時トゥーソンをはじめとするアリゾナ州南部は半ば「未開の地」であり、持ち主がよく分からない空き地は多く見られたようである。しかし、米国の別の地域から国内入植者が移り住み、人口が増加すると、街の中心に近い場所を占拠するヤキの人々が問題視され始めた。同時に、パスクア・ヤキの人々は、労働や教育を始めとする様々な場面で、ヤキ以外の人々と接するようになった。また、観光産業においては、ヤキの人々は格好の観光の目玉として取り上げられた。本発表では、まず、1920 年代から 1940 年代にかけての、トゥーソン市の拡大とパスクア・ヤキの人々の米国社会との出会いについて、主にアリゾナ歴史協会に残されている新聞や雑誌の記事、写真などを通じて、考察を行う。

時代が少し進み、1950 年代になると、パスクア・ヤキの人々を市外に移そうと考える人々が現れ始めた。上に書いたように、パスクア・ヤキが居留区を得たのは 1970 年代 (居留区としてではなく、ヤキの人々に特別に土地が提供されたのは 1974 年、その土地が正式に居留地となったのは 1978 年である) であったが、私の現地での資料収集の結果からは、それよりもかなり早い段階において、現在の居留区の場所が有力な候補地として選定されていたことが考えられる。居留区は、トゥーソン市の市内にありながら、市街地からは外れた

場所にある。さらにその場所の近くには、砂漠の動物を生きのまま展示する博物館や、西部劇のセットをつかった遊園地などがある。観光客が多く利用する空港も、居留区が位置するのと同じ市街地の南側にある。私は、トゥーソン市南側は、観光産業の諸施設が集められた地域として開発され、パスクア・ヤキの人々は観光客への見世物の一部としてその地域に移住させられることになったのではないかと考えるようになった。この点について明らかにするために、2009年8月に、アリゾナ州トゥーソン市の資料館や図書館において資料収集を行う予定である。本発表では、得られた資料について論じる。

トゥーソン市の拡張とパスクア・ヤキの関係について考察を行うことは、米国南西部の先住民と都市や開発を理解する一助となり得る。現在、米国南西部の多くの先住民の人々は、例えば国立公園が居留区の中にあるために、ツアーの実施やホテルの経営から利益を得て民族の人々に分配することができたり、集落や儀礼の公開についても、彼らが主導して行うことができたりする。しかし、米国南西部が急激に開発され都市化した20世紀初めから半ばにおいては、先住民の人々は開発や都市化に関して考えを表す機会はそれ程与えられてこなかった。この時期の米国南西部における開発や都市化と先住民の人々の関係性を考察することは、開発や都市化とエスニシティの問題に寄与すると共に、同地域の先住民の人々が組み込まれた米国主流社会による先住民の人々の経済的、社会的支配について明らかにするために重要であると考えられる。一方、パスクア・ヤキの人々の視点から開発や都市化について記された資料は少なく、彼らがそのような開発現象をどのように理解し、それにどのように対処しようとしたのかを明らかにできる方法に関して、質疑応答の時間に参加者との意見交換を行いたい。

西モンゴルの現代社会生活にみるトゥーリ（叙事詩）の語り
—モンゴル国アルタイ山脈のモンゴル系諸集団における調査を通じて—

氏名 斯 琴
千葉大学社会文化科学研究科

1. 神霊に捧げるトゥーリの語り

トゥーリ（叙事詩）の語りは主に聖なる神霊に対する讃美の行為であり、トゥーリの主人公の勇者は物語の世界において英雄的な祖先であると同時に、語り手の世界においても歴史上の祖先たる者であって、トゥーリの内容は祖先の英雄的な業績の歴史である。したがって、昔から、トゥーリの語りは、西モンゴルの社会において、欠かすことのできない重要な存在である。モンゴル口承文芸研究の筆頭に置かれた西モンゴル、なかでも、アルタイ山脈のオイラト・モンゴルの諸集団のトゥーリは学者たちに重要視され、取り上げられてきた。このようなトゥーリの存在は、現在、人々の生活の中でどのように受け継がれているかを、フィールド調査を踏まえて検討したい。

2. アルタイ山脈のモンゴル系諸集団におけるトゥーリのありよう

モンゴル国西部¹のアルタイ山脈地帯での調査は2007年9月1～21日まで、2008年8月21～9月20日まで2回行った。2007年の調査は、モンゴル国西部のホブドとオブスという二つのアイマク（注2を参考）の人々を対象に実施し、ザハチン、ウリヤンハイ、オーロード、ドゥルベド、バイドの4つの集団を中心に調査を行った。2008年の調査は、ホブド・アイマクのブルガン・ソムでトルグート集団をめぐって生活のありようを考察し、語り継がれる伝承に注目した。2回にわたるフィールドワークを通じてアルタイ山脈における様々な集団と触れ合い、叙事詩の伝統を保ってきた世界に臨むことができた。

1) ザハチン集団

マンハン・ソム（村）のザハチンでは、人々はトゥーリの語りに馴染みが薄い。彼らが知っているのは、外国人や研究者たちが尋ねてくるウリヤンハイ人のトゥーリチである。長老は体験譚を聞かせてくれた。

2) ウリヤンハイ集団

¹ モンゴルの西部というのは、ここでモンゴル国の最も西端に位置するバインウルゲイ、ホブド、ウブスといった三つのアイマク（日本の県に当たる行政区分）を指すことにする。モンゴル国では、いくつかの地帯区分があり、その目的によって多少ずれがある。ただし、西部という区分には上記の三つのアイマクは必ず含まれる。

ムンヘ・ハイラハンとドート両ソムはウリヤンハイ人の領域であり、マンハン・ソムからムンヘ・ハイラハンに行く際、筆者はいくつかのウリヤンハイ人の民家を訪れた。有名なトゥーリチ（叙事詩の語り手）の子孫に出会った。

トゥーリの伝統はこれらの牧民の生活から遠ざかっているように思われる。また、長老たちに日常生活のなかでのアルタイ・エゼンに対する信仰行為を語ってもらったほか、自分の経歴などを語ってくれた。若手のトゥーリチは小学校の先生を勤める傍ら、伝統演芸の伝承者として演芸センターのトゥーリチで活躍している。

3) オーロド集団

エレデンブリン・ソムで、13 アルタイに数えられるツァンブガル山をヌトックのシンボルとして参拝するオーロド集団が暮らす。エレデンブリン・ソムで出会った人たちは信仰的な目的でトゥーリの語りを聞いたことがない。中心地の文芸団などの社会的な文芸演出でトゥーリの語りを鑑賞したという。

4) ドゥルベド集団

オブス・アイマクのトゥルゲン・ソムにおけるドゥルベド人の新築祝いに参加した（写真 1）。祝いに参加した人々は、争って次と次に民謡を歌って、酒碗を回した（写真 2）。そして、特に男性は誰でもユルールができるのが当たり前で、依頼を受けるとたちまち、その語りが始まる。その流暢な語りと意味深い祝福は静かに耳を傾ける人々に感激を与えた。

写真 1 新築祝いの参加者



写真 2 新築祝いの宴会



ドゥルベドの人たちは、両親およびヌトックのエゼンであるアルタイを民謡の対句として歌い表している。人々は日々の生活のなかで、このエゼンを拝んで願いを伝える行為について争って語っている。

5) トルグード集団

2008 年、筆者は、いわゆるトルグートの地域のブルガン・ソムで人々の昔語りを聞き、口承文芸のありようを確かめた。昔、アルタイのエゼンをなだめるため、ウリヤンハイ人のトゥーリチを呼んで、トゥーリを語ったことが、ある長老の記憶からよみがえった。現

地では早くから、トゥーリチは不在になり、その語りに触れる機会が失われたが、長老の生涯の体験談は近隣の若者の間でも広く知られている。そこで、筆者は人々の話からノースタイ、ヘムチグ、ウルムジ、ドマ人といたったたちが物事を知っている人として知られることがわかった。そして、これらの人たちは人生の体験譚や歴史人物に関する言い伝えなどを語り、老若男女を問わず口口に言う。こうした情報を辿って、筆者はノースタイ、ドマを訪ね、その語りを聞かせてもらった。

6) 伝統文化の保護・援助プログラムのコンサート

モンゴル国における、西部の中心地とされる、ホブド市で伝統演芸の弟子入り報告チャリティーコンサートを見た。このコンサートはモンゴルとスイス両国の共同で実施されている、伝統演芸保護のプロジェクトのプログラムである。プロジェクトは2006年から実施され、モンゴル国西部のホブド、バヤンウルギ、オブスという3つのアイマグにおける諸集団伝統演芸の系譜の、自己申告による発掘が行われた。そして、自己申告があれば伝統演芸として認定して、弟子を公募した。認定された伝統演芸の師匠たちは、弟子を取って後継者を育てている。伝統演芸という幅広いテーマの下でアラディン・ド（民謡）、ユルール（祝詞）、マグタル（讃歌）、ホーム、楽器演奏、民間舞踊、トゥーリの語りなどが報告されている。特に、トゥーリの語りは最も重要視され、ウリヤンハイ、ドウルベド、バイドの系統の語り手たちがそれぞれ弟子を育てている。ウリヤンハイ人のセセルは最も年配のトゥーリチとして尊敬されている。セセルの話によれば、彼はバリエル系統のトゥーリチである。このほか、上述したアビリミデ系統のトゥーリチがおり、アビリミデとウルトナストという兄弟のトゥーリチの子孫に受け継がれている。アビリミデの息子であるバラドンドルジはホブド市劇団でトゥーリチを勤めており、今回のコンサートで弟子と共演した（写真3）。これに加えて、バヤンウルギのウリヤンハイ人であるサムジドは舞踊の師匠だが、「ハリキラ・ハラ・バートル」というトゥーリを語ってくれた。

ドウルベドとバイド集団のトゥーリチは昔から有名で、そのなかでパルチンというトゥーリチは広く知られていた。その後、後継者が見られなかったが、今回のプロジェクトによってパルチンの子孫が後継者として育てられている。彼の師匠に当たるトゥーリチは昔からパルチンの語りを聞いて、トゥーリの語りを習った人である。この師匠の話によれば、ドウルベドとバイドのトゥーリの語りはほとんど同じなので、ドウルベドとバイドの若手のトゥーリチを一緒に育てているという（写真4）。

写真 3 劇団のトゥーリチ（右）と弟子



写真 4 ドゥルベドとバイドのトゥーリチたち



3. 終わり

筆者はトゥーリの語りをコンサートの素晴らしい舞台上で鑑賞して、演芸的なイメージを強く受けた。そして、こうした公演の場で伝統演芸の存続が、地元の人々に宣伝されていることから、その存続の危機が噂され、生活基盤において精神的な拠り所を果たしてきた口頭伝承の姿は舞台演芸に細々と変わっていることに気づく。トゥーリは伝承を支える背後の生活において存在が危うくなっているようである。だが、伝統演芸としてプロジェクトの項目に置かれる民謡、ユルールなどの口承文芸は、民間生活においてまだ保たれ続けている。

モンゴル口承文芸研究の筆頭に置かれた西モンゴル、なかでも、アルタイ山脈のオイラト・モンゴルの諸集団のトゥーリは学者たちに重要視され、取り上げられてきた。かくして、現代社会において伝統文化の保護・援助プログラムが行われ、トゥーリは最も注目されている項目である。だが、トゥーリの神髄は生活のなかで広く伝えられる傾向は見られない。トゥーリの語りの本質的な意味は長老たちの記憶に温存されている。

包摂的援助のためのパートナーシップ成立の条件：

ネパールにおける当事者団体、現地 NGO、外国援助機関の相互関係の分析

田中雅子

1. はじめに

「開発援助」と一括されるものも、働きかけるレベル、主要なアクターの違いによって、その実施形態は多様である。住民の主体的な参加を促す「参加型開発」や「権利に基づくアプローチ (Rights-Based Approach、以下 RBA) など、アプローチの変遷にしたがってアクター相互の関係も変化しているが、パートナーシップを扱った従来の研究対象の多くは、北の援助国のドナーと、南の被援助国の政府もしくは NGO との関係に限られ、当事者団体の存在は、援助の重層構造の中で軽視されてきた。

本研究では、民族やカースト、女性、障害者、性的マイノリティ、土地権利の有無などを理由に、参加の権利を否定されたり、特別のニーズを持つ人びと自身による団体を当事者団体と呼び、「社会的に排除されているグループもしくは個人が開発援助の対象になるだけでなく、当事者団体が開発援助の担い手として主体的に関わることで、援助のアクター間の関係性の変容するような援助」を包摂的援助と定義する。なお、ここでの外国援助機関とは、外国籍の援助機関すべて、つまり ODA を供与するドナー、その実施機関、また国際 NGO を含む。

2. 目的

包摂的援助を実現するための当事者団体、NGO、外国援助機関の関係のあり方を導き出すために、包摂的援助の担い手となりうるアクターの特徴と、パートナーシップの成立条件を明らかにすることを発表の目的とする。

3. 事例

社会的包摂が国家再建の重要な柱となり、その過程に開発援助が深く関わっているネパールを取り上げる。同国では、立憲君主制から連邦共和国制への移行後、上位カーストによる支配から社会的包摂への実現へと、複合的な変化が同時に起きており、当事者団体が開発事業の担い手として重視されるようになった。ダリットや諸民族の団体、課題別（障害者、HIV 感染者、人身売買サバイバー、セクシャル・マイノリティ、寡婦、エンターテイナー職業集団他）団体など、社会的に排除されている人々の当事者団体の台頭が著しい。

本研究では具体的なパートナーシップの事例として、A) 外部者による先住民支援が、途中から当事者団体の育成と強化を目的とするようになった、民族団体とそのパートナー NGO、外国援助機関による実践と、B) 当事者団体の支援が必ずしも目的ではなく、社会的に排除されている人々の食糧安全保障の向上のために農業技術系 NGO とダリット団体が実施している事業、またそれを支援した外国援助機関の例を取り上げる。

3. 結論

当事者団体が、運動と事業のバランスをとり、厚いリーダー層に支えられ、政党政治との超党派的関わりをもっていけば、排他的な志向は少なく、外部から関わる NGO とも協働関係を築いていける。

一方、NGO が高い専門性をもち、パートナー団体の組織強化に取り組み、NGO 内部が（職員・理事等の出自において）多様性を備えていけば、当事者団体と良好な関係を築きやすい。

外国援助機関については、当事者団体への支援を直接のマンデートとしている団体と、当事者団体への直接支援はうたっていないなくても、取り組むセクターで不可欠なアクターとして当事者団体への支援を行っている団体があるが、後者であっても包摂的援助を行うか可能性はある。ただし、その場合も組織強化への支援は必須である。

包摂的援助のためのパートナーシップ成立の条件として、以下の仮説は妥当だと言える。

① NGO の専門性が高くなれば、当事者団体と競合するのではなく、包括的援助のためのパートナーとして当事者団体支援の役割を担うことができる。

② 現地の NGO もしくは外国援助団体が当事者団体の組織強化に力を入れれば、NGO と当事者団体の関係は庇護関係を越え、包括的援助が目指す相互関係の変容もありうる。

③ 外国援助機関は、組織強化への予算配分や、資金提供のあり方、協働経験のない NGO と当事者団体の橋渡しをすることによって、包摂的援助に貢献することができる。

<参考文献>

Department for International Development Nepal, 2004. *Nepal Country Assistance Plan*, Kathmandu: DFID

Department for International Development & The World Bank, 2006. *Unequal Citizens: Gender, Caste and Ethnic Exclusion in Nepal*, Kathmandu: DFID & WB

Groves, Leslie and Hinton Rachel, ed., 2006. *Inclusive Aid: Changing Power and Relationships in International Development*, London: Earthscan

Kabeer, Naila, ed., 2005. *Inclusive Citizenship: Meanings & Expressions*, New Delhi: Zubaan, An Imprint of Kali for Women.

Mohanty, Ranjita. & Tandon, Rajesh, 2006. *Participatory Citizenship: Identity, Exclusion, Inclusion*, New Delhi: Sage Publications.

Roy, Anupama. 2005. *Gendered Citizenship: Historical and Conceptual Explorations*. India: Orient Longman.

平成 21 年度『みんなく若手研究者奨励セミナー』発表要旨
「もうひとつの災害：2004 年インド洋津波後のプーケットにおける風評災害」

市野澤潤平（東京大学大学院総合文化研究科博士課程）

本発表では、タイ南部の著名ビーチリゾートであるプーケットを事例として、特に 2004 年インド洋津波後に生じた国際観光の落ち込みに関する状況報告と理論的検討を行なう。またその作業を通じて、多くの学問分野による緊密な連携が必要とされる災害研究において、文化人類学者がいかにして独自の貢献をなし得るのかについて、考える。

発表者は、災害復興もしくは将来の防災・減災への寄与という観点において、「マイノリティ／マイナー・サブジェクトへの着目によるパイロット・スタディーの展開」を、文化人類学者が取りうる有効な研究戦略のひとつとして評価する。インド洋津波のような大規模災害は、社会／経済／政治／文化その他の要因を含み込む極めて多面的で複雑な現象である。それがゆえに、いかに多数の災害研究者が調査に従事しようとも、重要でありながらも研究者によって顧みられない問題が、フィールドには必ず残されている。文化人類学者は、従来の災害研究の枠組みでは捉えられてこなかった、そしてそれがゆえに他分野の研究者が扱おうとはしない問題を、被災地の状況観察を通じて掘り起こすことで、応用にもつながっていくような研究上の貢献を行なうことができる。フィールドで見いだした「新たな」問題の解決策へと一足飛びに行き着くのは文化人類学者には難しいが、自らの研究をパイロット・スタディーと位置づけ、災害研究のアリーナにおいて多数派である他分野の研究者へ向けて、問題の所在を明らかにし、その把握と解決に向けた方向性を提示することは、できるはずである。

インド洋津波はタイ南部のプーケット、パンガー、クラビの各県において甚大な被害をもたらしたが、その特徴のひとつとして、地域住民の生活・居住地である漁村などに加えて、観光地が被災した点が挙げられる。プーケットはタイ南部の津波被災地のなかにあつて、同質的な地域共同体ではなく地元観光産業と外国人観光客のインターフェースという特異な性格を持ち、それがゆえに経済的な二次被害が他地域に比べて先鋭化する場となった。観光地をおそう自然災害における物理的な一次被害は、その発生と経過に関する情報が報道などを通じて広く社会に認知されることにより、観光地と観光客の関係性を大きく変容させる。発表者は、それが社会経済的な二次被害を生み、地域住民の経済基盤の崩壊につながる点に着目する。

従来の災害研究の多くは主に一次被害に目を向けてきた。タイにおけるインド洋津波の場合も例外ではなく、漁村などにおける物理的被害からの復興支援活動が主に取り上げられ、観光地の被災、特に二次被害については、学術的な調査研究が皆無に近かった。そこで発表者は、災害の経済的な二次被害を「風評災害」として定義し、現在まで主に一次被害を対象として発展してきた（災害は単なる物理的で瞬発的な現象ではなく、自然環境・文化・社会・政治・経済などの諸要因が複雑に絡み合った過程として立ち現れる、という）社会科学的な災害研究の視座を、二次被害にまで拡張するアプローチを提唱して、津波後プーケットの社会経済状況を整理する。具体的には、リスク認知論や社会心理学の領域で近年提唱されている、災害や事故がもたらすリスク意識によって商品・土地・技術などがスティグマ付けされ消費者からの購買忌避を招くという「リスクに誘発されたスティグマ (risk-induced stigma)」のモデルを援用して、プーケットにおける観光客激減のメカニズムを説明する。また、災害における脆弱性の概念を「風評災害」にも適用し、プーケットの国際観光における風評災害を受けやすい土壌と、特に社会的に脆弱な層がより大きな影響を受けている実態を指摘する。